

**豊川市豊川公園野球場
ネーミングライツパートナー募集要項**

**令和6年1月
豊川市教育委員会スポーツ課**

豊川市豊川公園野球場ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

豊川市教育委員会では、民間事業者との協働による施設の長期的、継続的な運営基盤の確立及び施設の魅力向上による市民サービスの向上等を目的として、豊川市豊川公園野球場に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 施設概要

施設の名称	豊川市豊川公園野球場
所在地	豊川市諏訪一丁目79番地
開設年月	昭和55年7月
改装年月	平成5年3月・平成28年3月
施設面積	15,244㎡
施設概要	グラウンドの大きさ 左右両翼91.6m 中堅116.0m グラウンドの形状 扇型 施設 ナイター設備、バックネット、ダッグアウト、バックスクリーン、スコアボード、防球ネット、管理棟、役員室、炊事場、会議室、トイレ、放送室、観覧席 内野スタンド 1,200人収容、芝生スタンド 1,000人収容 ナイター照明 4基 ※硬式野球での使用は小学生以下
利用時間	午前6時から午後9時まで 早朝：午前6時～午前9時 午前：午前9時～午後0時 午後：午後1時～午後5時 夜間：午後6時～午後9時
休業日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） 芝生養生（12月下旬から2月下旬まで）
施設運営方式	「豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づく指定管理者制度導入施設
指定管理者及び指定期間	アイレクスグループ共同企業体 代表団体 アイレクススポーツライフ株式会社 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
利用状況	平成2年度： 246件 15,066人 令和3年度： 360件 24,267人 令和4年度： 356件 23,403人

3 愛称の使用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

※愛称の使用開始時期は、協議により定めます。看板の表示等やパンフレット等に愛称を印刷する場合は、契約締結後、準備が整い次第、事前周知期間として愛称を使用することができます。

4 ネーミングライツ料

年額30万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）

5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称の使用に伴い生じる各経費の費用負担は、次のとおりとします。

費用負担の区分	豊川市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の新規設置※1 （施設看板、道路標識等）		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内外の新規設置は、市や関係機関と協議のうえ、可能な範囲で行うことができます。なお、看板等の新規設置にあたっては、愛知県屋外広告物条例等の関係法令等を遵守のうえ、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続きを行ってください。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

6 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ① 親しみやすさ、呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。
- ② 愛称は、「○○○スタジアム」、「○○○野球場」又は「○○○スタジアム豊川」等とすることとします。
- ③ 条例上の名称は変更しません。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当する業種を想起させるものは、愛称として使用することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はそれに類すると認める業種
- ② 消費者金融に関する業種
- ③ たばこの製造に関する業種
- ④ ギャンブルに関する業種
- ⑤ 社会問題を起こしていると認める業種
- ⑥ 法律に定めのない医療類似行為に関する業種

- ⑦ 占い又は運勢判断に関する業種
- ⑧ 興信所、探偵事務所等に関する業種
- ⑨ 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- ⑩ 各種法令に違反している業種
- ⑪ 前各号に掲げる業種のほか、市長が広告として適当でないと認める業種

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、契約期間内での愛称の変更はできません。

7 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるいずれにも該当しないものに限りです。

- ① 6(2)に掲げる業種を業として行う者
- ② 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関係があると認める者
- ⑥ 豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱による指名停止を受けている者又は指名停止後1年を経過していない者
- ⑦ 国税、愛知県税及び豊川市税の滞納のある者
- ⑧ 前各号に掲げる者のほか、市長が広告主として適当でないと認める者

8 応募方法

(1) 募集期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月2日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。また、郵送の場合は、募集期間最終日の午後5時必着とします。

(2) 提出書類（各1部）

- ① ネーミングライツ応募申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（事業概要等のわかるもの）
- ③ 応募資格についての誓約書（様式第2号）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑤ 国税及び愛知県税の未納がないことの証明
- ⑥ 同意書兼市税滞納情報照会書（様式第3号）
- ⑦ 役員氏名等届出書（様式第4号）
- ⑧ 新設したい看板等の設置位置、図面、デザイン（様式の定めなし）

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について、②から⑦ま

での書類を提出してください。

(3) 提出先

豊川市教育委員会スポーツ課
〒441-0292 豊川市赤坂町松本 250 番地

(4) 質問受付

応募に関する質問がある方は、「豊川市豊川公園野球場ネーミングライツパートナー募集に関する質問書」により下記の期間にスポーツ課にメール又はFAXで提出してください。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。(メールアドレス、FAX番号等は「15 問い合わせ先」参照)

質問受付：令和6年1月4日(木)から令和6年1月19日(金)まで

回答方法：質問に対する回答は、令和6年1月26日(金)までに、ホームページ上に掲載します。

(5) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(6) 申込にあたり

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市豊川公園野球場ネーミングライツ取扱要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

(7) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取り止めます。

9 選定方法

審査及び選定の手続きは次のとおりです。

(1) 関係者等からの意見聴取

主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。

① 愛称案

② 地域貢献活動の内容

(2) 審査項目、審査のポイント及び配点

No.	審査事項	審査ポイント	配点
1	愛称案	・市民に親しみやすく、呼びやすいか	30点
2	提案金額(年額)	・提案金額(年額)が最高のを1位とし、50点を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を50点に乗じた得点	50点
3	地域貢献	・地域貢献の活動実績又は計画	10点
4	地域要件	・市内に本社、支店又は営業所等を有するか	10点
合計			100点

※「愛称案」の得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。

※「地域貢献」の得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。

※応募者が1者であった場合は、合計得点が75点以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。

(3) 選定結果の通知

候補者選定後、速やかに応募者全員に選定結果を通知します。(様式第5号、第6号、第7号)

10 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約締結

審査結果をもとに、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、候補者に対し決定通知書(様式第8号)により通知するとともに、契約を締結します。

ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市のホームページや報道機関へ情報提供することにより広く公表します。

11 ネーミングライツパートナーの取消・契約解除

ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や社会的信用を損なう行為により、当施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市はネーミングライツパートナーの取消及び契約の解除ができるものとします。その場合、原状回復に必要な費用等は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

なお、市の事情や市の責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、市が負担するものとします。

12 ネーミングライツ料の還付

すでに納付されたネーミングライツ料については、原則、還付しません。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により、契約の解除に至る場合には、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料を還付します。なお、還付するネーミングライツ料には、利子を付さないものとします。

13 今後のスケジュール(予定)

令和6年

1月4日(木)～2月2日(金) 募集期間

1月4日(木)～1月19日(金) 質問の受付

1月26日(金) 質問に対する回答

2月中旬	選考、優先交渉権者の決定、応募者への結果通知
2月中旬～3月中旬	看板設置等細部協議、ネーミングライツパートナーの決定
3月中旬	契約締結（愛称の決定）
3月中旬～3月31日(日)	愛称の周知期間
4月1日(月)	愛称の使用開始
4月中旬	ネーミングライツ料納付

14 その他

- (1) 契約期間満了時の状況や、ネーミングライツパートナーから提示いただく条件等により、市は次回公募時に、今回選定するネーミングライツパートナーと優先的に交渉する場合があります。
- (2) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査の結果などに基づく協議による修正を妨げるものではありません。）。また、提出された申込書等は返却いたしません。
- (3) 申込書に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (4) 指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合は、疑義が生じないように指定管理者と協議を行うこととします。

15 問い合わせ先

豊川市教育委員会スポーツ課（音羽庁舎2階）
〒441-0292 豊川市赤坂町松本 250 番地
電話番号：0533-88-8036 F A X 番号：0533-88-8038
E-mail アドレス：sports@city.toyokawa.lg.jp

豊川市豊川公園野球場ネーミングライツパートナー募集に関する質問書

年 月 日

豊川市教育委員会スポーツ課

E-mail : sports@city.toyokawa.lg.jp

FAX : 0533-88-8038

所在地

団体名

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電話番号

E-mail :

豊川市豊川公園野球場ネーミングライツ募集要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

○質問事項

項 目	(募集要項ページ、項目ほか)
内 容	

※質問事項は、本書式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。